

女性の人生を変えた教育・雇用・社会保障

前回、「社会保障は、人生における選択の幅を広げ、自由度を高める。人々の『幸せ』とか『豊かさ』を高めるという意味で、社会保障の福祉的効果という理解もできよう」と書いた。それを端的に示すのは、教育・雇用の機会拡大と相まって、女性の自立・福祉の向上に大きく寄与したことであろう。

今では耳にすることは少なくなったが、かつてわが国では、結婚することを、女性の側からは「〇〇家に嫁ぐ」、男性の側からは「嫁をもらう」と言った。嫁は、家事をしながら家業を手伝い、子どもを産み育て、舅・姑の世話をし、老後を子に託す。これは、明治民法の家制度のもとでは、女性として生まれた限り、受け入れざるを得ない定めであった。家制度そのものは、戦後の民法大改正により廃止されたとはいえ、今でもその残滓があるようだ。程度の差はあれ、長男には「長男だから」という負担感があり、女性の側にはそういう長男との結婚はできれば回避したいという意識があるというのはその証左だろう。

「家」の継承のためには、当然のことながら男の子が望まれた。それも少なくとも2人、できれば3人以上が望ましいとされた。乳幼児や青年期の結核による死亡率が高く、加えて徴兵による兵役のリスクを考えると、男の子1人ではとても安心できない。男女の産み分けはできないから、結果的に平均すると4～5人の子を産むことになった。実際に、統計で確認できる1925年以降の合計特殊出生率は、戦中の一時期を除いて、戦後のベビーブームまでほぼ4～5人で安定していたのである。

女性が男性と同様に自立した生き方をするには、教育・雇用の機会の保障、社会保障の支えが必要であった。戦後になっても、女性に高等教育はいらぬという時代が続いた。女性の初婚平均年齢が20歳代前半で、結婚による「寿退職」の時代にあっては、企業側は仕事に馴れたころには退職という4大卒は受け入れ難く、せいぜい短大まで。女性に期待する仕事も、補助的なものであったから高学歴は不要であった。

今では様変わりした。2020年度の大学・短期大学への進学率は、男子58.7%、女子58.6%で差はなく、女子も多くが4大になった。また、2020年度の雇用労働者の45.3%は女性であり、有配偶女性の労働力率は7割を超える。人口減少の時代にあって、企業は女性を戦力として活かさなければ生き残れない時代になった。女性の雇用拡大の契機になったのが1985年制定の男女雇用機会均等法であり、その後の仕事と子育ての両立支援の取組みや、育児休業や保育サービスなどの社会保障による支援により、女性の職場進出が進んだ。

こうして今では、結婚・出産を選択できるものになった。生涯独身であっても、雇用機会と老後の社会保障の支えがあれば、自分らしく生きていくことができる。嫁ぐ以外に選択肢のなかった国民皆婚の時代から選択的結婚の時代への変化であるが、この社会の持続可能性を確保するには、幅広い世代に応分の負担を求めて子育てを支援する体制の強化を急ぐ必要がある。岸田新政権の取組みに期待したい。

山崎 泰彦 (やまさき・やすひこ) 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

昭和20年生まれ。専門は社会保障の制度・政策論。社会保障研究所研究員、上智大学教授、神奈川県立保健福祉大学教授等を経て、平成23年より現職。公職として、社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員等を歴任し、現在、社会保障制度改革推進会議委員、共済組合連盟会長などを務める。

